

議案第40号

さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>（指定管理者となることができない法人等）</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 本市の地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員（<u>教育委員会にあつては、教育長及び委員</u>）若しくは委員若しくは地方公営企業の管理者（以下「委員等」という。）又は委員等の配偶者が無限責任社員等に就任している法人その他の団体は、指定管理者になることができない。ただし、管理することとなる公の施設の業務が当該委員等の職務に関するものでないときは、この限りでない。</p> <p>（指定管理者審査選定委員会の設置）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 委員会は、それぞれ委員7人以内をもって組織する。ただし、<u>前項第6号</u>に掲げるさいたま市都市局指定管理者審査選定委員会については、委員9人以内をもって組織する。</p> | <p>（指定管理者となることができない法人等）</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 本市の地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員若しくは委員若しくは地方公営企業の管理者（以下「委員等」という。）又は委員等の配偶者が無限責任社員等に就任している法人その他の団体は、指定管理者になることができない。ただし、管理することとなる公の施設の業務が当該委員等の職務に関するものでないときは、この限りでない。</p> <p>（指定管理者審査選定委員会の設置）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 委員会は、それぞれ委員7人以内をもって組織する。ただし、<u>前項第5号</u>に掲げるさいたま市都市局指定管理者審査選定委員会については、委員9人以内をもって組織する。</p> |

3～7 [略]

3～7 [略]

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する間は、この条例による改正後のさいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の2第3項の規定は適用せず、この条例による改正前のさいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の2第3項の規定は、なお従前の例による。